

# 長崎市省エネ診断・省エネ設備整備補助金

製造業を営む市内中小企業の競争力強化を図るため、工場等の省エネに向けた省エネ診断や省エネ機器・設備の導入にかかる経費の一部を補助します。

対象者	次の要件をすべて満たす方 1 製造業を営み、市内に主たる事業所等を有する中小企業者であること。 ただし、個人の事業者にあつてはその代表者が市内に住所を有すること 2 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
対象事業	1 市内に設置されている工場等（ただし、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネルギー無料診断の対象となるものを除く）の生産活動効率化や製品品質向上等のための、省エネ診断の実施 ※ 工場等のエネルギー管理状況・使用量の調査、設備の現状調査・解析、改善提案等 2 省エネ機器・設備の導入 ※ ① 省エネ診断の結果、現状よりも省エネ効果があると認められた機器・設備 ② エネルギーの使用量を監視し、及び記録・管理する機器・設備
補助経費	1 省エネ診断に係る委託料、謝礼金、交通費の4/5（税抜） ※ 限度額 30 万円、1,000 円未満切捨 2 省エネ機器・設備の購入費、導入に要する設計費及び工事費、改修費（既に設置済みの機器・設備を今後改修する場合）の1/3（税抜） ※ 限度額 120 万円、1,000 円未満切捨
申請期間	平成26年1月31日まで
申請時提出書類	1 補助金等交付申請書 2 補助事業計画書 3 登記事項証明書（個人事業の場合は、代表者の住民票） 4 前年度決算書 5 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類（非課税の場合には、その旨の申立書）  省エネ診断に基づく省エネ機器・設備の導入にかかる補助の場合、以下の書類も必要です。 6 省エネ診断の結果を示した書類の写し
実績報告時提出書類	1 補助事業等実績報告書 2 補助事業実施明細書 3 省エネ診断の結果を示した書類の写し（省エネ診断に係る補助の場合） 4 補助対象経費の支出を明らかにする書類（領収書等）
様式入手先	<a href="http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/365000/p008929.html">http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/365000/p008929.html</a>
お問い合わせ	長崎市経済局商工部産業雇用政策課 工業貿易係 〒850-8685 長崎市桜町4-1 商工会館4階 TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151